

09 高行発第 29 号
平成 21 年 8 月 3 日

会員の皆様 へ

高知県行政書士会
会長 三宮 重興

法令会則等遵守の徹底について (綱紀の厳正な保持要請)

日頃は本会の運営にご支援とご協力をいただき、ご理解を賜りまして誠に有難く感謝申し上げます。

さて、先般私達行政書士を管掌する高知県総務部法務課による調査に基づき、本会会員が行政書士法違反で、高知県知事より業務停止処分を受けました。

本人確認等書類作成に法令違反の無いよう、また、依頼者との信頼関係を十分保全されますようご注意ください。

行政書士の適法な業務の推進等法令会則等の遵守に特段のご配慮を徹底されますよう注意喚起致します。

また、他士業法の規定する業務を行うことは、国家資格を必要とする業務に携わる者として、互いの職域を侵害しないことは鉄則です。制度全体の信頼を維持する観点からも綱紀の厳正な保持をお願い致します。

以 上